

第180号議案

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年八王子市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<b>100分の222.5</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>附 則 1・2 (略)</p>	在職期間	割合	(略)	(略)	<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<b>100分の232.5</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>附 則 1・2 (略) <b>3 令和2年6月期の期末手当に限り、第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは、</b></p>	在職期間	割合	(略)	(略)
在職期間	割合								
(略)	(略)								
在職期間	割合								
(略)	(略)								

「100分の186」とする。

第2条 八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	在職期間	割合	(略)	(略)	<p>(期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>在職期間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	在職期間	割合	(略)	(略)
在職期間	割合								
(略)	(略)								
在職期間	割合								
(略)	(略)								

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。